

Vol.3 No.21 2008年5月

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」について

環境省より平成19年6月11日付でWHOが昨年発表したダイオキシン類に対する健康影響の情報に照らし合わせ、ダイオキシン類対策特別措置法の一部を改正する省令(平成19年環境省令第15号)が公布され、平成20年4月1日より施行されました。

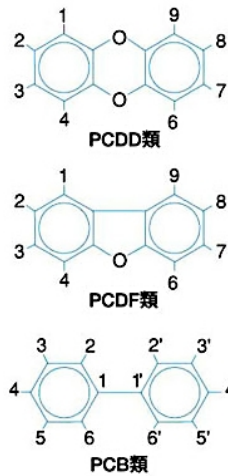
1. 改正の内容

- (1) ダイオキシン類の人体に対する毒性換算係数(毒性等価係数)が、最新のデータを踏まえたものに改正されました。
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設又は事業場の設置者が、排出ガス又は排水の測定結果を都道府県知事に報告する様式に記載されている毒性等価係数を改正しました。

2. 改正の趣旨

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類としてポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD類)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF類)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(PCB類)など、数多くの異性体(似ている物質)を定義しています。この異性体は、物質ごとに人体に対する毒性の強さが異なります。

排出ガス、排水中のダイオキシン量は、最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算し、合計した毒性等量により表すものとされています。



3. 改正施行日と報告書記載

平成20年4月1日の省令施行に伴い、弊社が行ったダイオキシン類の測定報告書は、最新の毒性等価係数を用い記載しています。

毒性等価係数の変更前と、変更後での数値を比較すると大きな変化はないと考えておりますが、前年度と比較して、ダイオキシン類測定の結果が著しく変化した場合、作業内容や設備に対し、深く検証する必要があります。

【 主なダイオキシン類測定 】

ダイオキシン類 対策特別措置法	排ガス中ダイオキシン類濃度測定
	廃棄物焼却炉の廃棄物(燃え殻、ばいじん)のダイオキシン類濃度測定
作業環境測定基準	排水中ダイオキシン類濃度測定
	焼却設備運転、点検等作業に伴う 空气中ダイオキシン類濃度測定 焼却設備解体作業に伴う空气中 ダイオキシン類濃度測定

環境分析や調査、その対策に関わる問題や疑問などのご相談がございましたら、お気軽に当社までお問合せ下さい。

大気環境部 仁平充洋

～ 編集後記 ～

5月のゴールデンウィークも終わり、梅雨までの晴れ間が射す季節です。花粉も少なくなり花粉症もひと段落でしょうか。日に日に暖かくなってきたせいか、あちこちで虫が活動を始めました。会社では、以前から分析棟の窓やドアのガラスにUVカットのフィルムを張ったり、網戸や2重ドアにしたりなど、昆虫対策を行っています。分析を行う上で、試料に虫が混入なんて怖いからです。そうそう、この時期、『ジ---』っと自宅の庭から虫の音がします。父に『あれ何?』と聞くと『カヲ(螻蛄)だ』とのこと。鳴くのか...カヲ。



業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント) プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ) 水処理薬品部門(ホイルー空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他) 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

